

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、独立行政法人酒類総合研究所について、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進する観点から非公務員型の独立行政法人に移行するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人酒類総合研究所(以下「研究所」という。)を特定独立行政法人とする規定を削ることに
より、研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有しない法人)とする。
- 二、移行後の研究所の役職員等について、秘密保持義務を課すとともに、同義務に違反した者に対する罰則の規定を設ける。
- 三、移行後の研究所の役職員について、刑法その他の罰則の適用に関し、公務に従事する職員とみなす。
- 四、その他所要の経過措置等を講ずる。
- 五、この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十八年四月一日から施行する。